

後期高齢者医療制度保険料特例軽減見直しの今後の実行の中止を求める意見書

2008年に後期高齢者医療制度ができ、高齢者に保険料の負担増がのしかかり、これに反対する国民世論が巻き起こりました。低所得者が多い後期高齢者に対し、高い保険料を課すことに高齢者をはじめとした国民が反発したものです。これに対し政府は、被扶養者の保険料徴収を一旦凍結した後、9割軽減を実施しました。また、低所得者均等割7割軽減世帯に年間を通じて8.5割軽減になるようにしました。翌2009年に均等割9割軽減を新たに実施するなど、現行の保険料軽減特例の仕組みを作って、保険料負担を本則よりも軽減しました。この軽減特例が、2017年度から見直され、順次本則通りに変えることになりました。

このままでは、今でも生活が厳しい低所得高齢者の保険料負担が順次増加することになります。国の施策では高齢者に対して、高額療養費、高額介護サービス費、入院時の光熱水費などの負担増が併せて実施され、高齢者の生活が苦しくなることは明らかです。

よって、後期高齢者医療制度の保険料軽減見直しによる保険料の大幅引き上げの計画で、今後予定されている低所得者の特例軽減については、見直しの実行を中止するよう求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成30年（2018年）2月9日
沖縄県後期高齢者医療広域連合議会

あて先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣